

## 平成26年2月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成26年2月13日〔木曜日〕 午前9時00分 開会

2. 開催場所 市役所3階 第3委員会室

3. 出席委員 (14名)

会長	4番	日高 仙三
職務代理者	3番	橋口 好文
委員	1番	小倉 伸一
〃	2番	日笠山 隆
〃	5番	河本アツミ
〃	6番	白河 澄雄
〃	7番	古田 洋美
〃	8番	浦口 幸夫
〃	9番	脇田 峰生
〃	10番	石寺 政和
〃	11番	岩本 延男
〃	12番	下園 茂
〃	13番	南 重徳
〃	14番	瀬川 寅夫

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 非農地証明願いについて  
議案第4号 あっせんについて  
議案第5号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について  
議案第6号 荒廃農地の非農地の判断について

## ○会長

おはようございます。

先週は各地区の農政座談会への出席御苦労さまでございました。

きび収穫の最盛期ということもあり、各地域とも出席が大変少ない状況であったようです。今後は、開催時期も含めて検討するということでございました。

また、座談会ではきびの収穫状況も報告されておりまして、聞かれた方も多いと思いますが、反収が5.5トンから5.85トンに上方修正されてきておるようです。

中種子町においては、7.25トンということで大分差がございますが、奄美方面につきましては、かなり反収が悪いようで、収入の面でも大変であろうと思っています。

さとうきびにつきましては、まだ6割程度残っているようありますし、田の方の準備もそろそろ始まります。

忙しい時期が続くと思いますが、お互い体調には気を付けて、農作業に励んでいきたいと思うところです。

それでは、会議規程によりまして、議事を始めます。

## ○議長

本日は全員の出席であります。ただいまから平成26年2月の定例総会を開催します。

まず初めに、日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名をいたします。

議事録署名委員には、1番委員の小倉委員と2番委員の日笠山委員を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

## ○議長

続きまして、日程第2「議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

## ○事務局

議案第1号農地法第3条許可申請について、説明いたします。

資料は1ページであります。今月は所有権移転1件の申請がありました。

1番です。現和の武部地区の土地です。台帳現況地目は畑の2筆で面積1920平米を売買で、所有件移転するものであります。

本件1番は農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で議案第1号に係る説明を終わります。

## ○議長

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

## ○8番委員

8番です。番号1について報告します。この土地は昭和56年ごろ譲受人の親が買った土地で、買った時に名義が変更されておらず、今回の申請に至ったようです。

この土地は、自己所有の畑の隣の土地で自分の畑と合わせて1枚にし、現在3反程度

の畑になっております。

2月8日に譲渡人に電話で確認をいたしました。譲受人はいもを1町歩ぐらいと、水稻の生産者で、農業機械もそろっており、何ら問題ないものと思います。以上です。

○議長

ただいま、議案第1号につきまして、事務局並びに担当委員の方から説明と調査報告がありました。それでは審議に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

○議長

異議なしの声がございました。それでは採決をします。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」につきましては、原案どおり許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成ですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の番号1番につきましては、原案どおり許可することに決定をいたします。

○議長

続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。この議案の番号2番につきましては、10番委員が譲渡人となっております。

農業委員会法第24条の議事参与の制限の規定に該当しますので、議案を2分割して審議をいたします。事務局の説明につきましては、1番、2番一括でお願いします。

○事務局

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を説明します。

資料は2ページになります。今月は、砂利採取と一般住宅の2件の申請がありました。

スライドをお願いします。

1番です。申請地は下西下石寺地区の字〇〇地番〇〇〇番〇、台帳地目原野、現況地目は畑の1筆で、面積は297平米です。申請理由は、借人は土木業と砂利採取業を営み、申請地に隣接する土地で砂利採取を行っておりますが、申請地にも砂利が埋蔵しているので、申請地を借り受け砂利を採取したいということあります。

砂利採取につきましては、1年ごとの許可となり申請地は昨年からの更新で1年間の一時転用の使用貸借となっております。

土地の条件は、農振農用地区域外であり、住宅が連たんしている区域に近接し、農地規模が10ヘクタール未満の区域内にある農地で、第2種農地と判断されます。

周辺は道路と山林で、被害に関する誓約書等も提出されていることから転用による被害はないものと判断されます。

続きまして、2番です。申請地は、下西下石寺地区の字〇〇地番〇〇〇番〇、台帳現況地目は畑の1筆で、面積は498平米であります。

申請理由は、現在借家住まいであるため、実家に近い申請地を親から譲り受け、

自己の住宅を建築したいとの理由であります。建築面積は 173.26 平米であります。

土地の条件は、農振農用地区域外であり、住宅が連たんしている区域に近接し、農地規模が 10 ヘクタール未満の区域内にある農地で、第 2 種農地と判断されます。

周辺は道路と畑で、融資証明書、被害に関する誓約書も提出されていることから、転用による被害はないと判断されます。委員の皆様の御審議よろしくお願ひいたします。

○議長

議案第 2 号につきましては、昨日現地調査がおこなわれております。

天候の悪い中、調査委員になられた方は御苦勞様でございました。

それでは、まず番号 1 番につきまして、調査委員長の方から報告をお願いいたします。

○13 番委員

はい、13 番です。昨日現地調査を行いました。事務局から局長と係長、それと 12 番委員、担当委員で調査しました。

1 番ですけれども、先ほど事務局の方から説明がございましたが、これは昨年度からの更新であるということです。1 年が使用期限であるということでの更新であります。現況畑ということでございます。面積が 297 平米で、使用目的は砂利採取ということです。更新ということで別に問題なしという意見の一一致を見たところです。

○議長

続きまして、担当委員の方からの説明をお願いいたします。

○10 番委員

今調査委員長のほうから説明があったように 1 年更新ということです。

1 年間の更新で測量や手続等で経費も相当掛かるようです。以上です。

○議長

それでは、1 番につきまして質疑に入ります。意見のある方は挙手でお願いします。

○3 番委員

はい。転用目的が砂利採取ということですが、砂利とは採石のことをいうのじゃないですか。これは砂の採取が目的ではないですか。

○事務局

砂や碎石などを総称して、砂利という言葉を使うと思われます。

申請書も砂利採取ということで、申請されていますので実際は砂ですけれども、砂利扱いということです。市の業者許可も砂利採取業となっているようです。

○3 番委員

はい、解りました。

○議長

他に質疑は、ありませんか。ないようですので、採決をしたいと思います。

議案第 2 号農地法第 5 条許可申請番号 1 番につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成でありますので、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請番号1番につきましては、許可相当として意見を農業会議に諮問いたします。

○議長

続きまして番号2番について審議をおこないたいと思います。

先ほど説明したように、議事参与の制限の規定により10番委員は審議の間退席をお願いします。それでは、調査委員長の報告をお願いいたします。

○13番委員

番号2番です。場所は西之表市字下石寺地区で、現況台帳地目とも畑、面積が498平米で転用目的が一般住宅建築ということです。親から子への贈与ということでございます。この場所の近くには、2件の住宅が建っておりまして、問題ないと思いますが、ただ道路に側溝がないということで、10メーターほど下にある側溝にパイプで排水するという計画のようです。パイプを通す土地の地主とも相談はできておりまして、何ら問題はないと考えます。

○議長

続きまして、担当委員の方の説明をお願いいたします。

○14番委員

はい、14番です。ただいま、調査委員長から詳しく説明がありましたが、若い人が住宅を建てて地域に帰ってくることは、地域の活性化になるということで、大変良いことだと思っております。以上です。

○議長

ただ今、調査委員長並びに担当委員からの説明がございました。それでは、質疑にはいります。意見のある方は挙手をお願いします。

○議長

私の方から質問します。

敷地の西側が細長く残りますが、ここは農地として利用する予定でしょうか。

○13番委員

農地として利用するということで、今後果樹などを植えるということでした。

○議長

面積的に少ないので、駐車場とかに利用するのではないかと思ったものですから、質問しました。農地として利用するということで問題無いということです。

他に質疑はございませんか。

○議長

ないようですので、採決いたします。

議案第2号農地法第5条許可申請の番号2につきまして、許可することに賛成の方は

挙手をお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成でありますので、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請番号2番につきましては、許可相当とし、農業会議に諮問をいたします。ここで10番委員の入室を許可します。

○議長

続きまして、議案第3号「非農地証明願いについて」を議題といたします。

初めに、調査委員長の報告をお願いいたします。

○13番委員

はい、13番です。非農地申請の番号1について報告します。申請人は鹿児島市に在住の方であります。場所は西之表市字桟之峯、面積710平米で現況は雑種地であります。登記地目は畠ですが、昭和38年3月から耕作せず現在雑種地であります。

交付基準1の（イ）に該当するということです。交付基準については、資料の下の方に参考として書いてあります。これにより20年以上を経過した土地ということでございますので、何ら問題ないだろうという意見の一致をみたところです。

つづいて、番号2番です。台帳地目は田ですが、現在は雑種地ということでございます。面積が536平米で昭和58年頃から耕作せず竹林となっていたようです。

5年前に山林と思い込み土砂を捨てたため、現況は雑種地となっています。

24年前の平成2年と8年前の平成18年の航空写真を確認しましたが、すでに山林であったようです。近隣の方にも聞き取りをしましたが、20年以上前から明らかに荒廃地であったということで確認しております。

また、顛末書も提出されているということで何ら問題無いと考えます。

続いて3番です。これも、番号2と同じ場所です。現和字伊佐ヶで台帳地目は田、現況は宅地ということです。面積は698平米で申請理由としましては、昭和58年頃から耕作せず竹林となっていたため、山林と思い込みに整地し農業機械等の倉庫を建て、現在宅地となっております。平成26年1月に相続登記をしようとしたところ台帳地目が田である事が判明したとのことです。

24年前の平成2年の航空写真において、山林であったことが確認出来ました。

また、周辺農家からの聞き取りでも20年以上前からを明らかに荒廃農地であったことを確認しております。

非農地証明交付基準の3の（カ）で人為的に手を加える以前から農地として利用できなかったことを証する資料が有り、さらに別紙顛末書が提出されていることから別に問題なしという意見の一致を見たところです。

次に4番です。場所は住吉字西之原で台帳地目畠、現況は宅地、面積は529平米です。申請理由は、登記簿地目は畠であるが、昭和48年頃から耕作せず現在宅地となっているということです。現地は住宅が2軒建っております。スライドの正面左側は申請

人の親の家で、築65年程度であるようです。今回ここを解体して、息子さんの住宅を建てたいということで申請でございます。これについても特に問題はありません。

○議長

それでは続きまして、担当委員の方からの報告をお願いいたします。

○9番委員

9番です。調査委員長が述べたとおりですけれども、少し早く着きましたので、申請代理人と話をしましたが、以前から雑種地であったとのことでした。

私が上西に来てから34年ぐらいになりますけれども、その時から今のような状況でありますて、この申請どおり間違いないと思います。

○12番委員

はい、12番です。番号2、3につきまして、私も昨日調査委員として調査に行きました。ただいま、調査委員長の報告のあったとおりでございます。

ここは15年ほど前事業で三面張の水路を建設したところで、その際には竹林になっていたため、業者が工事用道路を作ったということでした。

調査委員長の報告通り間違いありません。以上です。

○14番委員

はい、14番です。番号4については、ただいま調査委員長の方から詳しく説明があつたとおりとおりでございます。

申請人の息子さんは、現在近くに住んでおりまして、今度申請地に新築するということでした。以上です。

○議長

ただいま、調査委員長、担当委員の方から報告がありました。

これにつきまして、質疑のある方は挙手でお願いいたします。

○2番委員

はい、番号4についてですが、非農地申請ではなく転用申請ではないのですか。

○事務局

ここは20年以上前から現況宅地ということありますので、非農地の申請で良いと考えます。転用という場合は、基本的に現況が農地である場合の申請となります。

転用申請の追認という場合は、転用後20年以上経っていない場所で、数年前まで農地であった場合は転用での申請になると考えます。

○議長

他には質疑ございませんか。それでは採決をしたいと思います。議案第3号非農地証明願いの番号1から4について許可する事に賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成でありますので、議案第3号「非農地証明願い」番号1番から4番までは非農地として許可することに決定いたします。

## ○議長

続きまして、議案第4号「あっせんについて」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

## ○事務局

議案第4号「あっせんについて」を説明します。資料は4ページになります。

今月のあっせんは、「貸したい」の申し出が1件あります。

あっせん調書につきましては、昨日取り下げが出ておりますので、削除をお願いいたします。

申し出の場所は、住吉の能野地区で、字諸木493番1と3で台帳地目原野、現況地目畠、面積は合計で951平米です。若干荒れ始めているということあります。

貸し貸は標準額で貸したいということです。あっせん委員につきましては、場所が能野地区ですので、担当の14番委員と場所に近い1番委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

## ○議長

ただいまあっせんについての説明がございました。あっせん調書につきましては取り下げということです。あっせん委員になられた方はよろしくお願ひいたします。

## ○議長

この案件につきまして、何か質問はありませんか。よろしいですか。

## ○3番委員

3番です。この取り下げになった議案第4号ですけど、取り下げになったということでこの農地が耕作されないということになるわけですが、また担当地区の委員は借り手を探すということになるのでしょうか。

## ○9番委員

実は、ここは私が借り受けて耕作していた土地です。実際6年の貸借期間で農業委員会の許可をもらったんですけども、農業振興公社が借り受けて、それを私が借り受けたというものです。

しっかりとした手続を取っているにもかかわらず、本人の都合だけで返還ということであれば、農業委員会を何のために通すかということにも関わってくると思います。

今後はやっぱこの辺は農業委員会としても、それから農業振興公社にしても、この制度を利用しているわけですから、農家を守るために、しっかりやっていくべきだらうと思います。今回売買不成立ということで、このまま残れば多分また荒廃していくのではないかと心配しています。以上です。

## ○議長

先程9番委員のことは、もっともな事でありまして、6年間の貸借ということで契約していたということで、しっかり守っていただきたかったというのは、私も思っています。これからそういう意味でも申請事務は適切にしていきたいと思っておりますの

で、よろしくお願ひいたします。

○2番委員

はい。あっせんで標準額とありますが、この標準額は廃止するということではなかつたかと思いますが。

○事務局

売買価格の標準額だけ廃止です。貸し借りは標準額を公表しています。

○2番委員

はい、わかりました。

○議長

それでは、続きまして議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第5号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を説明します。

まず所有権の移転ですが、先程あっせんの取り下げの連絡がありましたので、2-1ページから2-6ページは削除してください。

それでは、1-1ページをお開きください。農地利用集積計画総括表の利用権の設定であります。

1段目です。期間が平成26年3月1日から平成29年2月28日の3年、地目畠、面積1998平米、うち更新分0平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人であります。

2段目です。期間が平成26年3月1日から平成31年2月28日の5年、地目畠、面積13170平米、うち更新分0平米です。

利用権の設定をする者3人、利用権の設定を受ける者2人であります。

3段目です。期間が平成26年3月1日から平成31年3月31日の5年1ヶ月です。

地目畠、面積18941平米、うち更新分0平米、利用権の設定をする者1人、利用権の設定を受ける者1人です。

4段目です。期間が平成26年2月20日から平成32年2月29日の6年間で、地目畠、面積61854平米、うち更新分0平米、利用権の設定をする者4人、利用権の設定を受ける者5人であります。

5段目です。期間が平成26年3月1日から平成32年2月29日の6年間で、地目畠、面積16758平米、更新分は0になっていますが、これは全て更新ですので訂正をお願いします。利用権の設定をする者2人、利用権の設定を受ける者2人であります。

6段目です。期間が平成26年4月1日から平成32年3月31日の6年で、地目畠、面積5132平米、うち更新分0平米、利用権の設定する者1人、設定を受ける者1人であります。

7段目です。期間が平成26年3月1日から平成36年2月29日の10年間、地目畠、面積55652平米、うち更新分0平米、利用権の設定をする者21人、利用権の設定を受ける者4人あります。

合計で、地目畠、面積173505平米、うち更新分16758平米、利用権の設定をする者23人、利用権の設定を受ける者16人あります。

内訳につきましては、1-2、1-3ページを、また詳細につきましては、1-4から1-39ページをご覧下さい。

以上すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査をしました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。

委員の皆様の御審議のほどよろしくお願ひいたします。

#### ○議長

はい、ただいま事務局より説明がございました。続いて担当委員の方で説明をお願いしたいと思います。

最初に利用権の設定について審議を行いたいと思いますが、番号11番と16番から24番につきましては、それぞれ7番委員、8番委員が利用権の設定を受ける者となっています。農業委員会法第24条の議事参与の制限の規定により議案を3分割して行います。まず初めに、番号11番と16番から24番を除いた審議を行います。

順次担当委員の調査報告をお願いいたします。

#### ○1番委員

1番です。番号1番について、申請書のどおりでありますて、農地は3反に満たない整備された畠でありました。貸人は住吉に在住の会社員で、2月7日に申請どおり間違いないことを電話で確認をいたしました。

借人は古田の番屋峯在住で、県立農業大学校を卒業し新規就農者として取り組んでいるということです。

9日に本人とお父さん立ち会いのもと、調査表に基づいて現地調査を行いました。

借人のお父さんは自営の茶工場を所有しており、各種農業用機械も所有しております。現地に茶を植え付けるとのことであり、3年後の収穫を予定しているとのことです。申請どおり間違いないことを御報告いたします。

#### ○3番委員

3番です。整理番号2について説明いたします。昨日の夕方、聞き取り調査に行きました。借人は、私と同じ小牧野に在住する認定農家の方で、園芸作物を中心に営農をおこなっています。借人にも確認しまして、間違いないということでした。

また、貸人は記載されているとおり83歳という年齢で現在入院されているということで確認は取れなかったのですが、事前に事務局に借人、貸人が来て書類作成を事務局でしたそうですから、間違いないということでございます。

番号3でございます。この方も私の隣の認定農家で頑張っている方です。

ここも双方確認し、現地も確認いたしました。間違いございません。以上です。

○議長

はい、番号4につきましては、私の担当地区ということでございますので、報告をいたします。昨日、双方確認をとりまして、現地も見に行ったところです。

場所は川脇公民館の大野寄りの県道沿いの右側の2筆の農地であります。

現場は茶の木が植えておりまして、この茶農家が借りて耕作していたわけですが、場所が遠いということで、今回契約を解除して、この農業生産法人に貸すということになったようです。

一応10年間ですが、茶の木を抜くという作業があるということで、最初の5年間は賃料は無料ということでございます。

畑かん整備地区ということですが、維持管理費がこの地区だけは3600円だそうです。ここは井戸を掘ってポンプアップしているということで、相当経費もかかりますので、この地区だけは1反あたり3600円ということでございます。

この維持管理費につきましては農業生産法人で支払うということで確認をとっております。以上で報告を終わります。

○6番委員

6番です。番号5、6、7について説明します。利用権を設定する方は息子さんもいますが、大工をしている60歳の方で、体調が思わしくないということです。

利用権の設定を受ける方は、いとこ同士で安納いもなどの園芸作に意欲を持っている方です。農業振興公社を通じて円滑化事業で貸借するということです。以上です。

○8番委員

番号8番について報告いたします。現地は現和武部地区内の農地です。

2月10日に貸人と現地を確認いたしました。以前は自分でハウスを建ててエンドウを作っていたようですが、高齢のため離農するということで今回の申請となっています。

借人はマンゴーと安納いも中心の農業生産法人で、申請には問題ないものと思います。次に9番につきまして、報告いたします。

貸人は霧島市に在住の方で、借人は庄司浦地域の認定農家の方です。畑の3筆とも問題ありませんでした。以上です。

○議長

10番をお願いします。

○8番委員

10番は11番と関連性がありますので、その時に説明いたします。

○11番委員

11番です。整理番号12番について説明をします。貸人は高齢な方ですので、息子さんと連絡をとり確認しました。借人は西之表の農業生産法人で11日に立ち会いのもと、現地調査をいたしました。登記は4筆の畑ですが、現況は6枚の畑になっておりま

した。10年ぐらい前から貸し借りはしておりましたが、今回新規に申請をするものです。畑には焼酎用いもを植え付けるということでした。申請の通り間違いございませんでした。

○12番委員

整理番号13番につきまして説明します。

貸人は、鹿児島市に在住する62歳の方で、借人は西之表市農業振興公社で、面積が11878平米ということです。

14番は、この土地を農業振興公社が現和の認定農家に2筆、6158平米を貸すものです。

また、番号15番についても、同じく農業振興公社より58歳の西之表在住の認定農家が面積5720平米を借り受けるものであります。

11日に現地の調査をし、その後電話で双方確認をしました。申請どおり、間違いありませんでした。

また、この4筆の畑はロータリー耕をして、何も作付けされていない状態でした。

○議長

続きまして25番からお願いします。

○12番委員

整理番号25番についてです。西俣在住の55歳の方が、西之表市農業振興公社の方に7480平米の畑を貸し付けするものです。

整理番号26番については、この25番の土地を農業振興公社より小牧野出身の63歳の方が借り受けするものです。これも現地を調査し、電話で双方確認しましたが、申請どおり間違いございませんでした。以上です。

○13番委員

13番。整理番号27について説明申し上げます。これは先程整理番号8番にも出てきました利用権の設定を受ける者と同じ事業所でございます。

利用権の設定をする者は、伊闘浜脇の方で、この畑は住宅のすぐ近くです。

双方電話で確認をいたしました。ここは、ずっと牧草だけつくっていたもんですから、貸したということでございます。また、利用権の設定を受ける法人は安納いもを作ることでした。よろしくお願いします。

○議長

ただいま、番号10番と11番、16番から24番を除いた申請につきまして、担当委員からの説明がございました。これにつきましてまず審議をしたいと思います。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

○議長

異議なしの声がございましたので、これより採決します。

利用権の設定、番号1番から9番、12番から15番、25番から27番につきまし

て、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成でありますので、利用権の設定番号1番から9番、12番から15番、25番から27番につきましては、原案どおり承認し、意見を市長に送付いたします。

○議長

次は、番号10番、11番につきまして審議をいたします。

審議の間、7番委員の退席をお願いいたします。

○10番委員

10番、11番について説明します。10番の貸人は池野に在住の方で今回農業振興公社に貸すということでした。11番の方はこれを借り受け、さとうきびを生産するというございました。面積は全体で8379平米であります。字行座野は5筆ですが、現況は1枚になっております。場所は、全部で4箇所に散らばっております。

双方確認の結果何ら問題無いと思います。

○議長

それでは、質疑に入りたいと思います。意見のある方は挙手でお願いいたします。

○議長

異議なしの声がありました。これより採決をします。

利用権の設定番号10番、11番につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成でありますので、利用権の設定、番号10番、11番につきましては、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

ここで7番委員の入室を許可します。

○議長

それでは続きまして、番号16番から24番につきまして審議をしたいと思います。

審議の間8番委員の退出をお願いいたします。それでは、担当委員の報告をお願いいたします。

○12番委員

12番です。整理番号16番から24番につきまして、一括して報告をいたします。

この貸人は全て浅川地域内の方で、申請地も浅川地域内でございます。

借人も浅川の64歳の認定農家の方で、さとうきびを専門に栽培する農家であります。

11日に21筆の農地すべてを確認しました。今回21筆の申請となっていますが、去年借りた農地も新規の農地もありまして、今さとうきびが植え付けている農地も植え付けがなされていない畑もありました。

この借人は、専業農家であって、立派な経営をやっている方で、貸人もほとんど身内

でありまして、耕作して欲しいとお願いされたということあります。

申請どおり間違いございませんでした。以上です。

○議長

はい、ただいま一括して担当委員の方から報告がございました。それでは、質疑に入りたいと思います。意見のある方は举手でお願いいたします。

○議長

異議なしの声がありましたので、これより採決いたします。

利用権の設定、番号16番から24番につきましては、原案どおり承認することに賛成の方の举手を求めます。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成ですので、利用権の設定、番号16から24番につきましては、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

ここで、8番委員の入室を許可します。

○議長

続きまして、議案第6号「荒廃農地の非農地の判断について」を議題といたします。  
まず事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

議案第6号「荒廃農地の非農地判断について」を説明します。資料は6-1ページになります。現在農地相談員が荒廃農地の調査をしており、非農地を農地基本台帳から削除していくかなければなりません。

そのためには、農業委員が現況確認し、農業委員会定例総会で非農地の議決を経て、農地基本台帳から削除し、非農地通知書を交付いたします。

今回1番から30番までありますが、現況調査結果を担当委員ごとに現況地目が山林、原野、畑等で報告してください。

○議長

それでは、担当委員ごとにまとめて簡潔に判断結果を御報告いただきたいと思います。

○2番委員

2番です。調査報告します。

1番山林、2番は田で最近測量をしたようで、草も払っていました。

3番原野、4番山林、5番原野、6番原野、7番原野、8番原野、9番原野、10番原野、11番原野、12番原野、13番山林、14番はきびの後で非農地といえない状態でしたので畑です。

15番原野、16番原野、17番原野、18番原野、19番山林です。以上です。

○3番委員

20番、21番共に原野です。以上です。

○5番委員

5番です。22番原野です。

○6番委員

23番は原野、24番は竹林で山林です。25番、26番、27番は全て原野です。

以上です。

○9番委員

9番です。28番、29番、30番全て原野です。

○議長

もう一度確認したいと思います。2番と14番が農地で、あとは全て非農地ということでした。ただいま各委員から調査報告がありました。

報告の通り決定して良いという方は挙手をお願いしたいと思います。

○議長

はい、ありがとうございます。

全員承認ということですので、報告の通りと判断いたしまして、今後所有者に非農地証明の通知を行うことといたします。

以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたします。

平成26年2月13日

会長 小高仙三 

1番委員 小倉伸一 

2番委員 日笠山 隆 